

# 後期高齢者医療保険制度の保険料が変わります

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。この保険料率は、北海道後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直すこととなっています。平成30・31年度の新しい保険料率は次のとおりです。

## ◆保険料率改定の内容

	平成28・29年度	平成30・31年度
均等割（年額）	49,809円	50,205円【396円増額】
所得割	10.51%	10.59%【0.08ポイント増加】
賦課限度額	57万円	62万円【5万円増額】

## ◆均等割の軽減対象範囲の拡大

均等割の軽減判定基準が見直され、5割軽減と2割軽減の対象範囲が拡大されました。

### ・5割軽減の基準

$33\text{万円} + (27\text{万5千円} \times \text{世帯の被保険者数}) \Rightarrow 33\text{万円} + (27\text{万5千円} \times \text{世帯の被保険者数})$

### ・2割軽減の基準

$33\text{万円} + (49\text{万円} \times \text{世帯の被保険者数}) \Rightarrow 33\text{万円} + (50\text{万円} \times \text{世帯の被保険者数})$

## ◎均等割の軽減

4段階の軽減があり、被保険者と世帯主（被保険者ではない場合も含む）の所得の合計額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得が無い	9割	5,020円
33万円	8.5割	7,530円
$33\text{万円} + (27\text{万5千円} \times \text{世帯の被保険者数})$	5割	25,102円
$33\text{万円} + (50\text{万円} \times \text{世帯の被保険者数})$	2割	40,164円

※ 65歳以上の方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を差し引いた額で判定します

## ◆所得割の軽減の見直し

被保険者個人の所得で判定し、所得から33万円を差し引いた額が58万円以下の方は、平成29年度までは所得割が2割軽減されましたが、平成30年度からは軽減なしとなります。

## ◆被用者保険の被保険者だった方の軽減の見直し

後期高齢者医療制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は所得割がかからず、平成29年度までは均等割が7割軽減されましたが、平成30年度からは5割軽減となります。ただし、市町村国保や国民健康保険組合に加入されていた方は、該当になりません。また、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当する場合があります。

## ◆保険料の計算方法

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (前年の所得 - 33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	--------------------------------------

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します

## ❖年間保険料額の例：夫婦2人世帯（世帯主は夫）で、ともに75歳以上で年金収入のみの場合

年金収入	夫	80万円	168万円	223万円	268万円
	妻	80万円	80万円	80万円	80万円
30年度保険料	夫	5,000円	23,400円	99,200円	161,900円
	妻	5,000円	7,500円	25,100円	40,100円
前年度保険料	夫	4,900円	20,000円	113,400円	170,600円
	妻	4,900円	7,400円	39,800円	49,800円
夫婦の軽減の該当		均等割9割	均等割8.5割	均等割5割 (前年度は2割)	均等割2割 (前年度は軽減なし)

※ 個人ごとの保険料は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書をご覧ください。

【お問い合わせ】 市民税係⑤ 2 1 2 1 または北海道後期高齢者医療広域連合 011-290-5601